

平成28年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

平成28年5月26日瑞穂町教育委員会第5回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 森田 義男 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長(再掲) 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
指導課指導担当主幹 山縣 弘典 君 ・ 社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君
庶務係長(事務局) 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第15号 「平成28年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について

- 日程第4 議案第16号 瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第5 議案第17号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第四小学校校庭芝生化工事請負契約）
- 日程第6 議案第18号 平成28年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第7 報告事項1 臨時代理の報告について
（平成27年度一般会計補正予算（第7号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）

開会 午前9時00分

滝澤委員長 定刻になりましたので、ただいまから平成28年瑞穂町教育委員会第5回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番、森田委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 業務報告につきましては、別紙資料に記載のとおりです。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

滝澤委員長 日程第3、議案第15号、「平成28年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、倉田守人、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。以下同様です。氏名、下田育男、氏名、田中洋一。任期は、平成28年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書【平成27年度対象事業分】作成までです。職歴等につきましては、裏面のとおりです。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りいたします。議案第15号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」との発言）

ご異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 日程第4、議案第16号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町図書館協議会委員に欠員が生じたため、瑞穂町図書館協議会条例第2条により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、地引 平、住所・生年月日につきましては記載のとおりです。以下、同様です。氏名、渡辺 政彦。なお、任期は、平成28年6月1日から平成29年6月30日までです。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それで

はお諮りいたします。議案第16号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

ご異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 日程第5、議案第17号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第四小学校校庭芝生化工事請負契約）を、議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育課長より説明させます。

教育課長 1枚おめくりください。町立瑞穂第四小学校校庭芝生化工事請負契約になります。

児童の体力の向上やケガの減少、緑化によるヒートアイランド現象の抑制、児童・保護者・地域の方々による芝生の維持管理を通して地域コミュニティーの活性化を図ることを目的に、第四小学校の校庭芝生化工事を行うものです。

契約の内容ですが、1 契約の目的、町立瑞穂第四小学校校庭芝生化工事。2 契約の方法、指名競争入札による契約。3 契約金額、金7,074万円。4 契約の相手方、長谷川体育施設株式会社 東京営業所 所長 村上 滋文。

裏面をご覧ください。こちらは、入札経過となっています。

添付資料1をご覧ください。

最初に工事概要ですが、図面右側、上から、1 校庭芝生張芝工事として、西洋芝ティフトンを4,264㎡敷き詰めます。2 雨水集水施設工事では、50トンの貯水槽を図面右側、赤い点線の部分ですが、プール脇に新設します。3 井戸掘削工事では、深さ約100mの井戸を掘り、揚水ポンプを貯水槽新設位置の上側に設置しま

す。4 散水設備工事では、芝生内にスプリンクラーを15台、土舗装散水用に大型散水栓を2か所、それぞれ設置します。5 倉庫新設工事では、芝生の維持管理用備品や消耗品置場として、図面の下側、赤色の四角で表示しました、27.48㎡の鉄骨造りの倉庫を新設します。6 舗装工事では、黄色に着色した部分、土舗装Aと表記していますが、プール脇と都道163号羽村瑞穂線側の遊具等を設置している場所に緑色ダスト舗装を行います。また、校舎下の茶色に着色した土舗装Bの部分は、学校の要望により岩瀬砂舗装を行います。7 施設整備工事では、芝生内の走路用トラックなどのラインを引くための目印となるラインポイントを新設します。また、校庭芝生化により校庭内の施設配置を変える必要があるため、砂場をプレハブ校舎の下側へ、砂置場、ブランコ、鉄棒を都道163号羽村瑞穂線及び町道37号線側へ新たに設けます。8 芝生維持管理・初期養生では、工事が全て終了し、町に引き渡しが行われるまでの間の点検、芝刈り、施肥、散水を行います。

次に添付資料2をご覧ください。図面左上、芝生基盤土壌改良では、既存土に砂と土壌改良材をまぜ、ティフトン芝を敷き詰めます。図面中央の上、土舗装Aでは表層に厚さ5cmの緑色スクリーニングスを、図面右上、土舗装Bでは表層に厚さ5cmの岩瀬砂と特殊針葉樹皮改良材の混合部材を、それぞれ敷き詰めます。図面下は、新設する倉庫で、左側平面図のとおり、間口6.14m、奥行4.475m、また、中央立面図のとおり、正面はシャッター開きとします。

次に添付資料3をご覧ください。

散水設備です。散水には芝生用にスプリンクラー及び土舗装用に大型散水栓を使用しますが、散水用の水は校舎右側の体育館屋上に降った雨を、集水管をとおして貯水槽にためます。雨水が不足した場合には、新設する井戸で汲み上げた地下水を使用します。図面右下は、工事完成後の走路トラック、サッカーコート、バスケットボールコート位置のイメージ図です。走路トラックは、直線50m、一周135mとなります。

なお、今回の工事も他校の芝生化工事と同様に、東京都の補助金を活用します。補助率は補助対象費用の10

0%となります。工期は、平成28年11月11日までです。また、落札比率は77.52%です。

滝澤委員長
森田委員

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

芝生工事については、三小から始まり、段々安価で請け負っていただいている気がするのですが、長谷川体育施設は初めてになるのでしょうか、それが1点と、100mの深井戸を掘りますよね。この地域は、通常井戸を掘っても良い場所なののでしょうか、それとも許可のいる場所なののでしょうか。当該校は、かつての砂利穴掘削箇所に近い場所にあるのですが、水質等は悪いのではと思うのですが、飲み水ではなく散水用を使用するという事なので、問題ないと思われませんが。また、通常貯水槽へは、体育館の屋根に降った雨水等を貯留し、足りないときには井戸から補充するという説明でしたが、災害時に、プールの水と同様にとても役立つと思われま。そのような使用方法は考えられているのでしょうか。

教育課長

まず1点目ですが、年々落札金額は安くなっている傾向にあります。また今回の落札業者は、第一小学校の校庭芝生化工事を請け負っていました。2点目の井戸の件ですが、設置するにあたりまして、東京都へ届出が必要になってきますので、適宜届出を行います。3点目の砂利穴についてです。委員ご指摘のとおり、この地域は昔から砂利採掘の多かった地域です。水質の確認をします。4点目になります。災害時の水利用ですが、今回設置します貯水槽は、消防水利としての機能を兼ねているものになりますので、有事の際には、消防水利として併用し活用したいと思えます。

森田委員

関連して、給水管直結工事に伴い、屋上の受水槽は撤去されているのでしょうか。また、他の小学校もこういった深井戸を持っているのでしょうか。ここが初めてでしょうか。

教育課長

これまで実施しました学校には全て井戸を設置し、散水用に使用しています。また、給水管直結工事では、児童・生徒が直接口にする飲み水に関する管を直結化します。受水槽に関しては、そのまま残しまして、主にトイレ用の水に使用していきます。

関谷委員 芝生化工事のメリットとして、3つほどあがったのですが、芝生化工事が終わった後の維持管理に関して、地域の力が必要になるようにと、地域の絆が強くなるという話がありましたが、四小という学区を考えた場合に、難しい面があるのではと思うのですが、そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

教育課長 学校関係者や地域の方々との協力を頂きながら、芝生の維持管理を進めているところです。四小地域においては、学校・PTA・グラウンド使用の少年サッカー団体を中心に維持管理を進めていただきたいと思います。工事の前年度の設計の段階で、検討委員会を開きまして、校長・副校長、PTA会長・副会長、少年サッカー団体の代表の方、町内会連合会の会長、四小地区の町内会連合会の会長等の11名で構成しまして、この検討会の中で口頭にはなりますが、芝生の維持管理についてお願いをし、了承を頂いています。四小地区ということで懸念される件などはございませんので、他の地域と同様に、管理運営を進めていきたいと考えています。

関谷委員 生き物が相手です。年度が替わり、人が入れ替わることにより、継続性が保たれず、学校だけが背負うようになると大きな負担になりますので、その点よろしく願いいたします。

鳥海教育長 この校庭芝生化工事の東京都の補助金については、対象経費に対してほぼ100%の補助になりますが、前提条件がありまして、芝生化工事後に、維持管理に関しまして、ボランティア的団体の組織化が図られなければ補助対象にはなりません。まずは前提条件ありきでの話し合いから始まっていますので、四小地区につきましても維持管理団体ができるということです。

戸田委員 四小は町内で一番児童数が多い学校で、安全面の注意が必要だと思われるのですが、工事車両の出入りは正門からになるのであれば、児童の登下校時の配慮の仕方や父兄への説明などはどのようにされているのかをお伺いします。

教育課長 工事中の児童への安全面の配慮については重要であります。工事車両の出入りは主に正門からになります。その際には保安員を常時配置することで対応していきます。また夏季期間中プールの授業などもございます。その

際には、保安員を増員し、安全面の強化を図り万全を期していきたいと考えています。また、父兄への説明については、昨年度一度、今年度一度、保護者会を通じて学校より説明をしています。今後につきましては、学校だよりを活用して、保護者への周知を図っていきたいと考えています。

戸田委員 秋までの工期ということで、この間、グラウンドは全く使えないということになるのでしょうか。時期によって、半分使用可能になるなどということはあるのでしょうか。

教育課長 工事中については、安全面も考慮しまして、グラウンドは基本的に使用禁止となります。プールや体育館での授業が主になるものと考えています。

滝澤委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第17号に対する討論を行います。討論ありますか。討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

ご異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 日程第6、議案第18号、平成28年度一般会計補正予算(第1号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成27年度一般会計補正予算(第1号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育部長に説明させます。

教育部長 文化財保存事業費補助金ですが、補正前の額、72万円に対し、244万7千円を増額補正し、補正後の額を251万9千円とするものです。理由は、当初予算では火災報知機維持費補助金として福正寺、御嶽神社、吉野

岳地蔵堂、3件分を計上しましたが、今般、新たに御嶽神社の火災報知機の電源移設費用と、殿ヶ谷の神輿修理に対する補助金が必要になったことから、増額補正するものです。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第18号に対する討論を行います。討論ありますか。討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 日程第7、報告事項1、臨時代理の報告について(平成27年度一般会計補正予算(第7号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について)、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

平成27年度一般会計補正予算(第7号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨同意したものです。

なお、本補正予算は平成28年3月31日専決処分されています。

詳細につきましては、教育部長に説明させます。

教育部長 高等学校等入学時奨学金ですが、補正前の額、270万円に対し、48万円を減額補正し、補正後の額を222万円としました。理由は、当初予算では奨学金の支給対象者を45人で見込みましたが、実績が37人であったことから、不要となった8人分の奨学金を減額したものです。なお、1人あたりの奨学金の額は6万円です。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問ありますでしょうか。

質問もないようですので、終結いたします。報告事項1を承認いたします。
以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
これにて平成28年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午前9時33分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員